

防災要員及び防災資機材等現況届出書

年 月 日			
袖ヶ浦市長 殿			
届出者			
住所			
氏名 〔法人にあつてはその名称及び代表者の氏名〕			
(担当者 所属 電話)			
自衛防災組織の防災要員及び防災資機材等の現況について、石油コンビナート等災害防止法第16条第5項の規定に基づき届け出ます。			
事業所の設置の場所及び名称			
石油の貯蔵・取扱量	kl	高压ガスの処理量	Nm ³
指定施設における第四類危険物の取扱量の指定数量に対する倍数	倍	石油の貯蔵量の指定数量に対する倍数	倍
送泡設備付きタンクの有無			
石油を貯蔵する高さ15m以上の屋外貯蔵タンクの有無			
石油を貯蔵し、又は取り扱う高さ20m以上の建物その他の工作物の有無			
石油を貯蔵する屋外貯蔵タンクの型別及び石油類別のタンクの直径のうち最大のもの	浮きぶた付きのタンクのうち浮きぶたが屋根を兼ねるもの		m
	浮きぶた付きのタンクのうち浮きぶたが屋根を兼ねるもの以外のもの		m
	その他のタンク	第一石油類又は第二石油類	m
		第三石油類又は第四石油類	m
特定移送取扱所の配管の延長		m	
特定移送取扱所の配管に係る最大常用圧力		MPa	
※ 受 付 欄		※ 備 考	

(その2)

防 災 資 機 材 等				防災要員
種 類	自衛防災組織に備え付けるべき数量	共同防災組織を設置した場合に減ずることがで きる数量	現に備え付けて いる数量及び性 能	各 1 台、各 1 基又は各 1 隻につき 置いている 人員
大型化学消防車				
大型高所放水車				
泡原液搬送車				
甲種普通化学消防車				
普通消防車				
小型消防車				
普通高所放水車				
乙種普通化学消防車				
大型化学高所放水車				
普通泡放水砲				
可搬式放水銃				
可搬式泡放水砲（3千型）				
可搬式泡放水砲（2千型）				
耐熱服				
空気呼吸器又は酸素呼吸器				
泡消火薬剤				
オイルフェンス				
オイルフェンス展張船				
油回収船				
合 計				
その他の防災資機材等			指 揮 者	人
			その他の 防災要員	人
大容量泡放水砲等	自衛防災組織に備え付 けるべき大容量泡放水 砲の放水能力	現に備え付けている大 容量泡放水砲の数量及 び放水能力	備付けの場所	防災要員
				人
※ 備 考				

大 容 量 泡 放 水 砲 用 防 災 資 機 材 等		
種 類	自衛防災組織に現に備え付けている数量及び性能等	備 付 け の 場 所
ポ ン プ		
混 合 装 置		
ホ ー ス		
大容量泡放水砲用泡消火薬剤		
そ の 他 の 防 災 資 機 材 等		
※備考		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 様式（その 1）について
 - (1) 指定数量に対する倍数の欄には、移送取扱所又は移動タンクに係る分を除いて計算した倍数の合計を記入すること。
 - (2) 浮きぶた付きのタンクのうち浮きぶたが屋根を兼ねるもの以外のものの欄には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第18条の2で定める浮きぶた付きの屋外貯蔵タンクのうち浮きぶたが屋根を兼ねるもの以外のものの直径を記入すること。
 - (3) 特定移送取扱所(危険物の規制に関する規則第28条の52に定めるものをいう。)の配管の延長の欄には、特定移送取扱所(海底に設置されているものを除く。)のうちの最長の配管の延長を記入すること。
- 3 様式（その 2）について
 - (1) 自衛防災組織に備え付けるべき数量の欄には、石油コンビナート等災害防止法施行令第8条から第18条(第13条を除く。)までの規定により備え付けるべき数量を記入すること。
 - (2) 共同防災組織を設置した場合に減ずることができる数量の欄には、石油コンビナート等災害防止法第19条第4項の規定に基づき減ずることができる数量を記入すること。
 - (3) 現に備え付けている数量及び性能の欄には、石油コンビナート等災害防止法施行令第8条から第12条まで及び石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第18条から第23条の2(第19条の2を除く。)までに定める能力以上の能力を有するものの数量及びその能力を記入すること。
 - (4) 各1台、各1基又は各1隻につき置いている人員の欄には、石油コンビナート等災害防止法施行令第7条及び第21条の規定により置いている防災要員の数(同一の種類の防災資機材等を2以上備え付けており、当該防災資機材等につき置いている防災要員の数が同一でない場合は、それぞれの数)を記入すること。
 - (5) その他の防災資機材等の欄には、種類の欄に記載のないもの又は石油コンビナート等災害防止法施行令第13条第1項の規定に基づき石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令に定める能力未満の防災資機材等の名称、数量及び能力を記入すること。
 - (6) 石油コンビナート等災害防止法施行令第13条第1項の規定に基づき大容量泡放水砲を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第19条の2及び第19条の4に関する防災資機材等について別紙の用紙を添付すること。
 - (7) 石油コンビナート等災害防止法施行令第7条第6項及び第21条第1項第3号イの規定に基

づき、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第17条の2の2第1項及び第26条の2の2第2項に規定する装置又は機械器具を有し、又は積載している防災資機材等を備え付けている場合には、第17条の2の2第2項から第5項まで、第17条の3第1項及び第26条の2の2第2項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。

- (8) 石油コンビナート等災害防止法施行令第8条第2項に規定する送泡設備付きタンクがある場合には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第18条の4から第18条の8まで及び第19条の3の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。
- (9) 石油コンビナート等災害防止法施行令第16条第2項の規定に基づき、大型化学高所放水車を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第20条第2項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。
- (10) 石油コンビナート等災害防止法施行令第16条第3項の規定に基づき、普通泡放水砲を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第20条の2第2項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。

4 別紙について

- (1) その他の防災資機材等の欄には、種類の欄に記載のないものの名称、数量及び能力を記入すること。
- (2) 備付けの場所の欄には、防災資機材等を備え付ける場所の名称を記入すること。

5 ※印欄には、記入しないこと。